

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第7回会合）

2021年10月15日（金）

（14:00～15:15）

Zoom オンライン会議

【司会】

それでは定刻になりましたので、これより JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合第 7 回会合を開催したいと思います。本会合に多数の方々オンラインでご参加いただき誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます JBIC 経営企画部の北島でございます。よろしくお願いたします。

本会合は、これまでと同様にウェブ開催としております。対面での開催と異なりご不便を感じる部分もあるかと思いますが、できる限りスムーズな運営に努めてまいりたいと考えております。

まず、本日の流れをご説明いたします。事前にホームページでご案内のとおり、本日の議題は、前回から引き続き個別論点に関する議論ということでございます。個別の論点につきましては、論点整理表の項番の 10、11、12 を予定しています。番号順に進めてまいります。

冒頭に司会からいくつか連絡事項をご説明いたします。その後 JBIC から前回会合以降の動き等について説明の上、議題に入っていきたいと思います。なお個別の論点におきましては、これも前回同様でございますが、まず NGO の皆さまに補足説明いただき、その後、産業界の方から補足説明いただき、最後に JBIC、NEXI から説明するという流れを予定しております。

所要の予定時間でございますが、これまでの会合同様、1 時間半ということで 15 時 30 分までを予定しています。質疑の状況により終了時間が多少前後する可能性もございますが、延長する場合にも最大で全体 2 時間という予定で進めてまいります。議論の状況を見て、司会のほうで必要に応じて時間の管理をさせていただきながら、できる限り効率的に進めてまいりたいと思います。なお、会合中の途中退室は自由です。また退室後、再入室もできますが、事務局による確認作業を行った上での再入室となりますので、若干時間を要する可能性がある点ご注意ください。

続きまして、本会合に関する連絡事項をいくつか申し上げます。本日のコンサルテーション会合の議論につきましては、透明性確保の観点から後日ホームページでの公開を予定しております。また参加者の皆さまのプライバシー確保の観点から、撮影や録画はお控えください。録音につきましてはご自身でのご利用のための録音を妨げるものではございませんが、音声自体の公開は控えていただきたいと存じます。また特定の個人、団体を誹謗中傷するような発言を行わないよう、建設的な議論を行う場として活用いただければと思います。

次にウェブ開催に当たっての留意事項について申し上げます。ご発言のとき以外はミュート設定にしておいていただくようお願いいたします。ミュートになっていない場合には事務局からミュートにさせていただく場合もあります点、ご理解ください。カメラにつきましては、オン、オフ、任意とさせていただきます。ただし、通信速度に影響が出る場合には、

カメラのオフを依頼させていただく場合がございます。また質疑応答などご発言の際には、カメラをオンにし、所属とお名前を仰っていただいた上でご発言いただくようお願いいたします。

各論点につきましては、最初に NGO の皆さま、次いで産業界の皆さま、そして JBIC、NEXI という形で、司会のほうから順次ご発言いただくようお声掛けさせていただきます。それ以降ご発言されたい場合には、基本的に Zoom の挙手機能でお願いしたいと存じます。

長くなりましたが冒頭の司会からの連絡事項は以上でございます。それでは早速ですが、前回会合以降の動き等につきまして JBIC から説明をお願いします。よろしく願いします。

【国際協力銀行 関根】

JBIC の関根でございます。改めまして本日も多数の皆さまにご参加いただきまして誠にありがとうございます。前回の第6回会合、9月3日でございますけれども、これ以降の動きにつきましてご紹介いたします。まず9月13日、JACSES 様、FoE Japan 様、メコン・ウォッチ様の3団体様より、JBIC「現地実査実施案件に関する実施状況の確認調査報告」に関する質問を受領いたしました。ガイドライン改訂のウェブサイトに掲載しておりますので、ご覧いただけます。またこれに続きまして、第6回会合の議事録につきましても10月6日にウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認いただける状況になっております。

それから9月13日付の先ほど申し上げた実査調査に関するご質問につきましては回答を現在準備中でありまして、これが整いましたら第3回机上調査への質問状への回答の際と同様、ウェブサイトで掲載をさせていただきます。これにて回答をさせていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。それでは議題に入っていきたいと思っております。論点整理表の項番10から進めていきたいと思っております。それではまず NGO の皆さまからご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

はい。JACSES の田辺です。聞こえておりますでしょうか。

【司会】

はい。大丈夫です。お願いします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

項番10ですが、われわれの提言としては、CO2換算で年間2万5千トン超の温室効果ガ

ス排出が予想されるプロジェクトについては、意思決定前にこの推定排出量を定量化して公開するということを定めるべきだということで提案をさせていただいております。この問題は、特に TCFD の勧告以降、民間銀行でも急速に進展して、取り組みが数値化されていると理解しております。

特に関連機関、海外の関連機関、例えば IFC ではパフォーマンススタンダードで同様の要件を定めて、かつ IFC においても事前に公開されている、との要件となっているというふうに理解しておりますし、日本のメガバンクが全て参加もしています赤道原則においても、閾値は 10 万トンということで、若干 IFC よりは高いですけども、同様に排出量公開ということが定められているというふうに理解をしておりますので、JBIC も少なくともこれらの取り組みに準ずる取り組みをする、するべきじゃないかというのが趣旨でございます。以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは、続きまして産業界の皆さまからご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【日本機械輸出組合 香取】

日本機械輸出組合の香取と申します。よろしくお願いいたします。

【司会】

よろしくお願いいたします。

【日本機械輸出組合 香取】

産業界の意見として申し上げます。温室効果ガスの排出については産業界としても十分に配慮する必要があると認識しています。ただ、国際協力銀行や日本貿易保険の支援を受けるプロジェクトにはさまざまな問題、また情報公開に際しては商業上の機密や競争環境の確保など、十分な配慮が必要であるとも考えています。また前回の 2014 年のコンサルテーション会合では、ご説明の中で同一プロジェクトに関する排出量の算定に大きな差があったということがあり、また現在でも統一された基準で運用されているとはまだ認識できておりません。こうした中で国際機関や国際的な合意の下で算定がまず決められるべきではないかというふうに思います。一方、現行のガイドラインにおいても、OECD 環境コモンアプローチに沿った確認、対応がなされており、十分な対応がなされていると考えております。同アプローチで公開の必要性については要求はないというふうに理解しております。以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは続きまして、JBIC、NEXI から説明をお願いします。

【国際協力銀行 関根】

ありがとうございます。いろいろなご意見やご指摘をいただきました。この分野、産業界様も NGO 様も共通している見解といたしまして、最近非常に国際的な議論の対象になっている地球環境保全の特に気候変動対策に関する話ということで、様々なことが試みられている、あるいは議論をされているというふうに承知をしていますので、非常に目まぐるしく動いている分野だと理解しています。

そういった中で私どもも様々なベンチマークを見ておりまして、一つ一つの認識を改めてのスタート地点として申し上げますと、まずコモンアプローチでございますが、こちらでは、各 ECA に対しまして、全ての化石燃料発電プラント、それから、CO2 換算の年間推定排出量が 2 万 5 千トン超で、プロジェクト実施者から情報提供がなされているものにつきまして、その年間推定の温室効果ガスの排出量について、OECD へのレポートを求めておりまして、これに基づいてレポートをしているということでございます。

現状の OECD のコモンアプローチでは、レポートを越えて各 ECA 自身による定量化、情報公開というのは規定されていないという状況でございます。前回のコモンアプローチ改訂時の議論では、先ほど申し上げたレポートを求めるカテゴリーについて、化石燃料発電プラント全てが追加され、対象が増えたというような反映がなされているというのが現状のコモンアプローチでございます。

IFC パフォーマンススタンダードでの言及、田辺さんからございましたけれども、こちらでは、年間の温室効果ガス 2 万 5 千トン超の場合に、顧客による排出量の定量化を求めておりまして、その公開を促すというようなことですが、個別の公開については、個別の必要性や商業上の秘密といったことも勘案しながら、IFC 自身で公開は決めているというようなことだと理解しています。

赤道原則のほうにも言及がございます。赤道原則は、そもそも対象が若干限定されているというような枠組みで、プロジェクト総額が 1 千万米ドル以上のプロファイということや、5 千万米ドル以上のプロジェクト特定型のコーポレートローンというようなものを対象とした枠組みということで、先ほども言及ございましたが、10 万トンという年間の推定量の目線で顧客による公開を求めるといったようなことでございます。他方で、赤道原則採択行による公開というのは規定されていないというような状況と理解しています。

JBIC、NEXI の対応でございますけれども、現状のガイドラインをご覧くださいますと、第 2 部の 1. (3) で、大気には温室効果ガスを含み得るが、これに関する具体的な環境社会配慮の要件等についてはコモンアプローチを踏まえた対応を行う、というようなことが記載されております。それを踏まえて、コモンアプローチの規定に沿った対応をしておりまして、定量化されたものについて OECD にレポートしているというような状況でございます。

います。これにつきましても IFC パフォーマンススタンダードとの適合性を確認しております。その観点から年間 2 万 5 千トン超の推定温室効果ガス排出量が見込まれるものについては、プロジェクトの実施者による各定量化についての確認をやっているというのが現状でございます。

このような中で、今回のご指摘は JBIC、NEXI として定量化および公開を行うべきということと理解をしております。この、金融機関自身によって温室効果ガスの排出量の定量化と公開という観点については、こういった手法を取るのかについて、様々なプロジェクトがある中で、今活発に、急速にというんでしょうか、進化、議論をされている分野だと理解をしておりますが、国際的な目線として確立しているというものはないというふうに理解しております。産業界さんのコメントにあった通りとの理解をしております。

他方で、国際的な議論が活発、あるいはさまざまな議論が急速に発展しているという中で、私どもも OECD における議論に関わっております。足元、OECD でも、詳細は非公開となっておりますので、こういった公開の場での発言は許されていないんですが、少なくとも足元の気候変動を巡る情勢に鑑みまして、当然、温室効果ガス排出量の取り扱い、それから先ほど私が認識を申し上げましたが、各ベンチマークとの比較においてどのようなコモンアプローチとしていくのが妥当であるのかという意見交換がなされているという状況でございます。

情報公開となりますと、OECD の枠組みで議論しておりますので、競争条件という指摘がございましたが、イコールフットィングという観点もあるので、やはりこういった国際的な議論を踏まえる必要があると考えております。国際的な、といたしましても多数の関係者が集って、目線が一般的に非常に高いと言われている欧州の方々も含めた議論ということでございますので、決して構えているとか否定的なとかいうことではございません。国際的な議論を踏まえて、それに沿って統一的に対応するというのが、気候変動といったものの対応をより透明化させるということと、産業界さんからコメントございました競争条件への配慮、あるいは商業上の機密ということを両立させる最も良い適切な手法だと考えておりますので、この議論を踏まえた対応を適時に行っていくということが、国際的な統一目線で後れを取らず、あるいはもしかしたらご指摘のあるような他のベンチマークよりも少し先んずる可能性もありますけれども、統一的に対応していくことが適切だという意見を持っております。以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。それでは本件につきまして、皆さまより、ご意見あるいはご質問等ございましたらお願いしたいと思います。本会合の冒頭にも申し上げましたが、画面上、目視による挙手の確認が難しいため、ご質問、ご意見がございましたら Zoom の挙手ボタンでお知らせください。司会のほうで順次お声掛けさせていただきます。またご発言の際、お手数ですがカメラをオンにし、所属とお名前仰っていただいた上でご発言いただ

ければと思います。それでは、12 番の方、お願いします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

JACES の田辺です。まずこのガイドラインは、前回改訂されたのが 10 年前ということなので、恐らくこのままいくとなると、また 10 年後にこのような形をとるということになると思うんですけども、その段階では、何かこの分野について公開ということになると、極めて遅い対応になってしまうというふうに理解しております、今回の改訂の中である程度の、OECD のコモンアプローチの動向等をきちんと踏まえて、公開するということが前提としていくような書きぶりというのがまず必要なんじゃないかというふうに思っている次第です。以上です。

【司会】

ご意見、どうもありがとうございました。ただ今のご意見に対して、JBIC あるいは NEXI から発言ありますでしょうか。

【国際協力銀行 関根】

はい。二つほどご指摘ございました。ちょっと事実認識の訂正と申しますか、確認ですけども、まずガイドラインについては、5 年経過後に実施状況を踏まえた改訂になっておりますので、10 年単位の改訂ではないということでございます。ガイドラインの見直しについては、環境ガイドラインの中の第 1 部の 8. ガイドラインの適用及び見直しというところに明記されておりますのでご確認ください。

それから 2 点目の認識ですけども、OECD のコモンアプローチに沿った対応ということが規定されていることによりまして、OECD の議論を適時に反映するということですので、例えば今回このままにした場合、開示、あるいは開示を促すといった対応が、要は国際的な目線に沿った対応が例えば 5 年間の改訂だったら 5 年後になっちゃうんじゃないかと、そうするとだいぶ遅れるよね、という話ではなくて、この文言において、例えば来年の 8 月に統一目線が決まりましたと申したら、適時と申しますか、即時に対応するということですので、どちらかという今この文言のほうが世の中の目線に沿った対応を即時に行える、そのように運用して参る所存ですし、そのように理解しております。

【司会】

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。15 番の方、お願いします。

【FoE Japan 深草】

ありがとうございます。FoE Japan の深草と申します。繰り返しのになってしまうかもしれませんが、昨今の気候変動対策の流れですとかを考えると、そもそも排出の量の多いプ

プロジェクトへの融資をすべきではないとは思っているんですが、その透明性や昨今のこの国際的な情報開示の流れ等を加味して、田辺さんも仰られたように、なるべく早くこういった取り組みについては強化していただきたいというふうに思っています。以上です。

【司会】

ご意見、どうもありがとうございました。他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。他にご質問、ご意見は特にないようですので、次の議題のほうに移っていきたいと思います。

【FoE Japan 波多江】

すいません。申し訳ないですけど。

【司会】

14 番の方どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

FoE Japan の波多江ですけれども、先ほどの FoE 深草からのコメント、意見ではありませんけれども、何かレスポンスなどはいただけないのでしょうかというのが一つと、それから繰り返になってしまうんですけれども、イコールフットイングをやはりすごく何度も何度も産業界、それから JBIC さんのほうからは拝聴するんですけども、結局この今の流れからいくと情報開示は進めていくということが一つの潮流ではあると思いますし、先んじてそれをやっていく、JBIC さん、NEXI さんがやっていくということは、裏を返せば競争力を自分たちで高めていく、より競争力を高めていく、要はマーケット上で有利になれるって判断もできるかと思うんですね、この気候変動の情報開示については。なので、その辺りもやはりご考慮いただいて、ここの点は一步踏み込んだ対応を検討していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

【司会】

ご指摘ありがとうございます。いずれも情報開示の関係で、機関としては先んじていくべきというご意見だったかと思います。この点について改めて JBIC のほうから考え等あればお願いします。

【国際協力銀行 関根】

ありがとうございます。深草さんからも波多江さんからも情報開示の潮流を本日もお話しいただいていますし、こういった場でなくても私どももさまざまな情報開示の在り方についての会合、そういった意見交換の場に出て情報収集をして、どういった潮流にあるの

か、何か統一目線の方向に向かっているのかというのは、このガイドラインを離れて、機関としてまさにどういった対応を取るのがいいのかということについて研究をして学んでいるところでもあります。それは組織としての競争力であったり繋がることの認識の下、産業界の方、もしご意見あればですけども、もう自主的にさまざまな取り組みをされていると理解しております。

そういったそれぞれの機関の競争力の認識とそれに向けた対応というものを踏まえつつ、同時にこういった環境ガイドラインのような大きな国際的な潮流の中で対応していくということについては、今いただいたようなご意見も踏まえて、議論をして、その上で統一的な目線をつくって対応していくというのが、国際社会にとってもいいのかなという気はいたします。あとそういった統一目線での対応を越えて戦略的にやっていくというのは、それぞれの企業、産業界の方々のご判断で既にやっているのかなっていう気もいたしますが、すみません、産業界の方々の代弁ということではなく、ちょっと私の感触ということ言っています。

いずれにしましても、いただいた話は私どもの認識とも一致する潮流でございますので、OECD の議論の場でもそういったことを踏まえた議論をしていければというふうに思っております。

【司会】

ありがとうございます。他にご意見ご質問等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次の項番ということで、11 番に進んでいきたいと思っております。項番 11 ですが、こちらまず NGO の皆さまからご説明をお願いできればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【FoE Japan 波多江】

FoE Japan の波多江でございます。私のほうから項番 11 の保安要員の件についてご説明させていただきます。私どもからの提言としましては、保安要員の利用、あるいは要請、黙認による当該国の軍、警察等の関与が、地域住民、労働者の安全や人権を侵害してはならないということを要件として明記していただく必要があるんじゃないかということなんですけれども、現行のガイドラインの運用上、保安要員について明記されている、検討する影響のスクープのところなんですけれども、保安要員ということ、保安要員というか、衛生・安全・保安等ということで明記はされているものの、具体的に保安要員や当該国の相手国の軍、警察なんかが住民の安全や人権に関わるリスクについて、JBIC、NEXI さんがどういうふうに確認を行われているのか、あるいはどのようなことを借入人に求めているのかということですね。この辺りが私どもからはなかなか見えてこないというふうに感じております。

具体的に私たち、JBIC さん、NEXI さんが関わっていらっしゃる、支援をされている案件

において、例えば軍や警察なんかが住民協議に同席する、あるいは反対運動、反対集会の中で、そういった治安部隊なんかが出動して、非常に強権的な排除ですとか、そういったことを行うケースがございます。そういったところで地域住民の表現の自由、非常に重要な基本的人権がやはり侵害されているケースがあるわけです。

いくつかちょっと事例を挙げさせていただきたいわけですがけれども、例えばインドネシアのバタン石炭火力発電事業、これはJBICさんが支援をされているものになりますけれども、住民協議、EIAですね、環境アセスメントの住民協議の場に、ライフル銃などを持った本当に重装備をした当局、警察なんかが、1千人以上派遣をされて、その中で協議が行われていると。そういった中で、反対の声を上げた住民が協議の会場から連れ出されたりですとか、そういった中でやはり自由な参加、発言というものが確保されていなかったという事例がございました。

また同じくバタン石炭火力発電事業ですがけれども、用地取得の交渉の場で軍や警察の護衛、エスコートが企業関係者に付けられていたわけですがけれども、そうしたことが一部の地権者にとっては非常に脅威に感じられて、自由な選択というか、土地を売るか否かというような判断ができなかったですとか。あるいはこういった協議ですとか交渉という場以外に、反対を示される集会ですとかの場で、このバタン石炭火力発電所、インドネシアですがけれども、軍や警察が出てきて催涙弾が投げられて、住宅街で非常に混戦した状況になったというようなこと、それから住民側にも負傷者が出るというような状況になったこともございます。

こうしたことが起きないように、IFCのパフォーマンススタンダード4なんかでは、パラ12から14にかけてこういった保安要員についての詳しい規定がなされておりますし、同じく世銀のESS4のパラ24から27でもそういった規定が今なされているところです。借入人の方たちが直接この保安要員を差し向けたりと、派遣をしたりとかしない場合であっても、やはりそれを相手国の政府が、警察、軍によって、住民の人権を著しく侵害するようなことをしていることは、それが黙認となってしまう人権侵害への加担となってしまうわけで、そういったことを防ぐために、ぜひ今回のガイドラインでは具体的に今回提示している文言を書き込んでいただきたいというふうに思っております。ちょっと長くなりましたが以上です。よろしくお願いします。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは続きまして産業界の皆さまからご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【日本機械輸出組合 香取】

はい。日本機械輸出組合の香取です。先ほどちょっとビデオの操作を誤りまして、出ませんで失礼いたしました。産業界としても、今仰られたようなこと、あるいは地域社会の

衛生・安全・保安に関する配慮っていうのはもちろん必要であると考えています。では現行のガイドラインで全くカバーしていないということではなくて、これらの条件については検討する影響のスクープとして含まれており、実際の運用においても、明記されているということから、現行のもので十分ではないのか、新たな要件の付加は特段不要ではないかというふうに考えております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。続きまして JBIC、NEXI のほうから説明をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

【国際協力銀行 関根】

はい。ありがとうございます。今、波多江さんからあったお話は、個別の話ではありませんけれども、そもそもガイドライン改訂を越えて、せっかく住民との話し合いがあるのに、それを威圧するというんでしょうかね、表現が、自由な発言ができない状況に追い込むというのは対話の趣旨に適っていないので、対話の有効性を損なう、あるいはもっとひどいケースでは、催涙弾というようなお話ありましたけれども、人権を越えてそういったことは当然許されないのもあって、まずそれは大前提ということで申し上げておきますし、ガイドライン上も許されているものではないということでございます。

あとはガイドラインとの関係で申し上げますと、今、地域社会の衛生・安全・保安等というところで、ハイライトいただいたところでいろんな例示をご報告していただきました。これはガイドラインの第 2 部の 1. (3) のところにあるのですが、実はこれ、今どうなってるかといいますと、途中から申し上げますが、「人権の尊重を含む社会的関心事項」ということ、そういった影響をちゃんと見ますよということを書いていて、その括弧内の例示の一つとして「地域社会の衛生・安全・保安等」ということが例示されているので、当然のこととして人権の尊重を含むという、前にあることがそもそも目的であって、その個別論の地域社会の衛生・安全・保安等というところに人権を損なうような行為というのは、今のガイドラインで明示的に明らかに許されていないということをまず一つ申し上げます。

その上で、IFC パフォーマンススタンダードの 4 という言及ございました。それに具体的なことが書いてありますよというお話がございました。実はこれもガイドラインの中の FAQ がございまして、その FAQ で、警備要員の利用についてどのような確認を行ってますかという問い立てなんですけれども、それについて非常に詳細にパフォーマンススタンダード 4 を反映する形で記載してございます。そちら、ぜひご確認いただければと思います。そういった詳細な IFC と同様の確認をすることが具体的に必要ですよ、という詳細を明記しておりますので、そういったことも踏まえて事業者さんに対応をいただいていると。そのために産業界の皆様の方の今回のような声になっているんだと思います。

さらにその中で、最も重要なと申すまいでしょうか、これは個別案件の話も少し例示であっ

たものですから、お伝えしますと、その具体的な対応方法として苦情処理メカニズムの整備というのも FAQ に書かれています。これはかなり重要だと思っていて、実際に先ほどの警察だとか軍が、まさに本来は安全を守ることを仕事というか、責務としているということですので、人によってはそれによって安全が確保されるということですし、まさにご指摘いただいたような事案によっては、もう自由な発言ができないということで、それぞれ目的と違った効果が出てきてしまうと。場合や国によっては、法律上そういったセキュリティ確保をしっかりとやることというのが定められているところもあると承知していますが、セキュリティ確保のためなのに、それが威圧になるというケースがあるということについて、それぞれの感じ方に応じてしっかりと苦情処理メカニズムというものをワークさせるということも重要なのかなとは思っています。

具体的なご指摘がありましたので、考え方ということでご説明しましたが、いずれにしましても、例示いただいたような IFC パフォーマンススタンダードの 4 というものに則った具体的な確認すべき事項というものを記載しておりますので、事業者の皆様につきまして、それを踏まえて確認いただいているという現状でございます。

【司会】

ありがとうございました。それでは本件につきましてご質問、ご意見いかがでしょうか。14 番の方、お願いいたします。

【FoE Japan 波多江】

FoE Japan の波多江です。ご説明いただきどうもありがとうございました。こちらの提言をしている意図については十分にご理解いただいているんだなというふうには思いましたが、現状そういった表現の自由ですとか適切な参加が脅かされるような保安要員の利用っていうものを、あってはならないと、そういったところも確認をされているというお話だったんですけれども、現状やはりそういう確認が不十分なんじゃなかろうかというふうには思っておりますし、そういった事例が事実あるわけですね。

新たな要件の付加ではないということが、要は今 JBIC さん、NEXI さんのレビューの中で、保安要員の利用が表現の自由の妨げにならないようにとか、そういった観点からもチェックをされているのであれば、それをやはり明記していただく、要件としてですね。FAQ に書いてあって、現状、それがしっかりと運用されているようには、私たちにはやはり事例を見ると思えませんので、これを私たちとしては検討する影響のスキームの次の次の項である社会的合意および社会影響ですね、(5)になりますか。第 2 部の 1 番の(5)になりますけれども。その今、現状、二つポツがあると思いますけれども、三つ目でもどこでもいいんですけれども、ここにもう一つ、一文内容を加えていただくということが必要なんじゃないかというふうには、やはり改めて思います。

それから苦情処理メカニズムについては、もちろん IFC パフォーマンススタンダードで

書いてあるので FAQ に明記されているということかとは思いますが、これが実際に本当にワークしているのかということについても、私たちが知っている事例については、そういった現地の治安当局とかからの暴力とかそういったこと、そういった被害を受けた人たちが、しっかりとそのメカニズムを通じて苦情が上げられているのかということそうではないというふうに思っておりますし、そういった事例、これまでの起きた人権侵害の深刻さも踏まえて、今回のガイドラインでぜひ社会配慮、人権配慮のところは少し厚くしていただきたいなと思います。

何回か前のこのコンサルテーションの議論で、今回ガイドラインの中に人権配慮とか人権については何カ所か明記するというようなご提案っていうか、お話はあったかと思えますけれども、それはやはり具体的にどういうふうに運用していくのか、どこがやはり肝になるのかということを見ると、こういった適切な参加ですとか表現の自由を確保するところで重要となってくる保安要員の利用については、しっかりと書き込んでいただきたいと思えます。以上です。

【司会】

ご意見ありがとうございました。ただ今の点、人権侵害が問題となる実際の事例についてのお話と、そういった点で確認が十分なされているか、チェックしているのであればそういった要件は明記すべきではないかというご提案だったかと思えます。他に手を挙げてらっしゃる方もいらっしゃいますので、15 番の方、お願いできればと思います。

【FoE Japan 深草】

はい。ありがとうございます。FoE Japan の深草です。またちょっと事例的な話になってしまうのですが、そもそもこういった開発が行われる現場において、特にラテンアメリカや東南アジアといった国では、市民の参加、市民社会スペースの縮小とか警察権力、当局がやはり大きな力を持つてしまうことが、民主的なプロセスや人権、環境擁護者の人権侵害につながっているということが、もともと国連の特別報告書なんかから報告されているという背景があると思えます。そういった中で、もちろんわれわれの感覚としては、人々の安全を守るために保安要員がいるというふうに思うと思うんですけども、なかなか力の非対称性みたいなことがあるということ認識して事業を支援するなり行わなければならないと思えます。

そんな中で、ここからが重要な話なんですけれども、今 JBIC さんが融資を検討されているカナダの LNG カナダ事業についても、先住民族の反対活動に対して警察が過度に干渉している事例なんかも、今報告されています。もちろん検討段階の案件ですので、ガイドラインどおりいけばこれは融資すべきではない案件だとは思いますが、そういった先住民族、社会の中で特に権利が十分に認められていないような社会で、こういった保安要員による圧力ですとか、過度の干渉ということは、もちろん先進国、カナダのような先進国に

おいても見られますので、NGO の提案の文言の改訂ってということもそうですし、運用に関してもしっかり見ていただきたいというふうに思っております。以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。今、お二方からそれぞれご意見いただいたところでございますが、それに対して JBIC のほうから発言ありますでしょうか。お願いします。

【国際協力銀行 関根】

はい。深草さん、波多江さん、ありがとうございます。本来は安全確保のための警察の機能が、市民・人々の安全といいますか、自由を脅かすというところにつながることはあるというのは、それは先進国、途上国にかかわらずあり得るということをご指摘いただいたと思いますので、それはご指摘いただいて気付いたということではございませんけれども、個別案件においては十分な配慮をしていきます。それと共に、先ほどの個別案件の話もちょっと出ましたけれども、やはり事業者の皆様、あるいは当局が目的を持って、つまり安全とかそれぞれの配慮をするという目的を持ってやった対処が、人によっては威圧だったりということに通じる可能性があるということで行きますと、先ほど苦情メカニズムというのをごさしましたけれども、皆さま方からの声やご指摘というのものにも助けられながら、対処していくということなんだろうというのは、私どももそうですし、事業者の皆様も同じように感じてらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。それがまずガイドラインを越えての個別運用における姿勢だというのは、あらためて感じているところでございます。

ガイドラインのところについては、波多江さんのほうからも次の論点とも重なりますというふうに仰っていただいて、次の論点でまさに十分な協議というのが、十分っていうのは当然それぞれが思っていることを発言して、あるいは表現して初めて成り立つということですよというご指摘を頂いているということかと思ひまして、それと合わせた、重なるような論点でございます。実はその次の論点で議論をしようと思ひていましたけれども、今のようなご指摘を踏まえて具体的な懸念事項というのをどういうふうに表現したらいいかというのは、次の点と合わせて考えてみたいなと思ひているところでございまして、次の論点の議論の際にそう申し上げようと思ひていたところでございます。

【司会】

他にご意見あるいはご質問、ございますでしょうか。14 番の方、お願いします。

【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。再び FoE Japan の波多江です。関根さんのご説明の中で一つちょっと気になったのが、苦情処理メカニズムのお話なんですけれども、一応 IFC のパフォ

パフォーマンススタンダードで言っている苦情処理メカニズムは、もちろんその事業の中での、当該国、影響を受ける住民の方たちが使える苦情処理メカニズムという話だったと思うので、あんまり私たち NGO を頼っていただいて苦情処理というか、意見を聴取するっていうことを全ての案件でできるわけではもちろんございませんので、そこはしっかりとした苦情処理メカニズムというものがその当該プロジェクトで必要だという認識でやっていただきたいなというふうにちょっと思ったのですが。

もちろん私も見ている、あるいは現地から声が上がっているような案件については、従来どおり、JBIC さん、NEXI さんには懸念ですとか、そういったことはお伝えをしようと思えますけれども、そもそもの苦情処理メカニズムの立て付けとしては、直接影響を受ける住民がどうやって使えるのかということかと思えますので、ちょっとその点は述べさせていただきますと思いました。

再度ちょっと確認ですけれども、今の JBIC さん、NEXI さんのガイドラインの運用上、JBIC さん、NEXI さんとしてはチェックリストなんかもお使いになって、あるいは FAQ でも書いてあるしということで確認はされているんだということなんですけど、これをガイドラインの本文上に落とし込むことの壁というか、ハードルというか、何が問題なのかと私も思うんですね。今、確認をされて、借入人の方たちにもこういうことが必要ですというふうに各事業で仰っていらっしゃるのであれば、ぜひそれをガイドラインの中に落とし込んでいただければいいのかなと思うのですが、ここは何がハードルなんでしょうか。

【司会】

ただ今の点は、ガイドライン本文に記載してはどうかというご意見だったかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。JBIC から回答をお願いします。

【国際協力銀行 関根】

今回、具体例を挙げてご指摘いただいたんですけども、人権の尊重という非常に広い概念で、私、冒頭に申し上げましたが、ガイドラインの本文においても、人権の尊重を含む、としています。つまりわれわれが配慮すべきことを示すいわゆる趣旨というものが、まずガイドライン本文にあり、そしてその具体的な解釈およびアクションにつながるような具体例というものがガイドラインにも括弧等で記載ございますが、FAQ に書き込むことによって、具体的にどうしていくのかと示しています。

例えばパフォーマンススタンダードが lesson learned を踏まえて発展すれば、それは具体的なこういうことも課題だったねって、課題に対する対応としての具体策が出てくれば書き加えていくっていうことですし、そういうまず大きな趣旨っていうのはそれぞれの事案によって変わってきますので、まずどれにも対応できるように趣旨をしっかりと本文に書いていく。そしてその具体的な懸念事項というのは、それぞれの事案で lesson learned が出てきますので、その具体的な懸念事項に対する対処というのを、その解釈あるいはア

クションとして FAQ に書いていくというのが、最も汎用性が高いというのは、どの作り方にも通じる精神です。すいません、だんだん論点 11、12 が混在してきていまして、12 のほうで十分な協議というような議論がございまして、そちらの十分な協議の中でご指摘が双方向のコミュニケーションということで、操作、干渉、威圧、差別、脅迫のない状態下、状況下での協議が必要というようなご指摘がございまして。そういったものについての、私たちどもでもし具体的な十分な協議についての考え方ということを追加的に掲げていくということも、今、話を伺っているとやっぱりしたほうがいいのかないかなというふうに思っております。十分な協議についての考え方を、IFC パフォーマンススタンダードも踏まえながらきちんと確認していくということ、共有のために書いていくということもあるのかなというふうには思いましたので、今日の議論を踏まえた対応ということではそういったこともあるのかなというふうに思っております。

これは本件の論点だけではなくて、11 と 12 ですね、というのを合わせた論点の対応として漏れがないかどうかということをチェックして、今のご指摘はよりアクションを分かりやすく書いておいたほうが指さし確認のためにいいよねというお話だと思うので、通して検討をしていくということなのかなというふうな今の議論を聞いて思っております。

【司会】

ありがとうございます。17 番の方、お願いいたします。

【メコン・ウォッチ 木口】

はい。メコン・ウォッチの木口です。今までのご意見を伺ってまして、先ほど波多江さんが仰ってましたけれども、本文に書き込むことのハードルは何なのかということで、今のお答えでも少しあまりはつきり分らなかったんですが、私の個人的な印象で、日本語からの印象ですけど、保安という言葉の問題、地域社会の衛生・安全・保安等というふうにガイドラインで記載されてますけれども、保安という言葉が、もし事業者にとっては円滑に事業がいくことであり、反対するような方がいればそれを排除するようなことも保安に含まれると考える人たちも、一定は、国の状況によっては生じてしまうんじゃないかというふうに懸念して、実際にいろいろなことが現場では起きているということなんだと思います。

もちろん日本側の事業者さんや JBIC、NEXI さんがそれを問題だと理解しているということは今までの話で分かったんですけど、でもやはり本文にきちんと具体的に明記してあることで、よりその国の状況が反映されない形で、事業の中ではきちんと人権が保全されるというようなことを書き込むというのは、先進的事例としても JBIC、NEXI さんにとっても必要なことなのではないか。それから今ビジネスと人権に関する議論、非常に盛んになってますので、今後どんどん厳しくなっていく中で、日本の事業者の方たちが逆に不利益を被らないように、先手できちんとした対応が取れるようなガイドラインになってい

ることってというのが必要なのではないかと考えております。以上です。

【司会】

ご意見ありがとうございました。他にご質問、ご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。この保安要員の件については、社会的合意という次の論点にも絡んでくるというお話も先ほどございましたが、項番 11 について他にご意見、ご質問がなければ、このまま続いて項番 12 に移っていければと考えております。よろしいでしょうか。それでは項番の 12 でございます。こちら、先ず NGO の皆さまからご説明をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

【FoE Japan 波多江】

はい、ありがとうございます。FoE Japan、波多江ですけれども、先ほど来、出ている十分な協議の中身ということで、こちらの提言を挙げさせていただいております。具体的には社会的合意の要件として、現在、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議について地域住民等のステークホルダーとの文化的に適切かつ双方向、その双方向というものの中身として操作、干渉、威圧、差別、脅迫のない状況下での協議ということ、こういったことを具体的に明記していただくことが必要ではないかということで提言しています。

先ほど来のお話にもありますけれども、私どもがこれまで見てきました JBIC さんあるいは NEXI さんの支援案件において、住民協議ですとか用地取得の中で、やはり軍、警察の存在があり、そこでやはり威圧を感じるような状況があったりですとか、住民の方がですね。あるいはインドネシアなんかではクリミナリゼーションというふうに単語で呼ばれておりますけれども、当局が事業に反対の声を上げる住民に対して全く身に覚えのない罪を着せて、5 カ月間あるいは 7 カ月間とか、具体的に申しますとそういった期間、収監されてしまう住民の方がいらっしゃったりですとか。これ今の事例もインドネシアのバタン石炭火力で起きたことですけれども、そういった威圧あるいは脅迫というか、そういった反対の声を上げてらっしゃる住民の方たちがもちろん収監をされてしまえば、それと同じように反対の声を上げていた方たちは、萎縮してしまうとやはり声を上げられなくなったりですとか、そういう状況が起きてしまうこともあります。

また、インドネシアのチレボン石炭火力のほうは NEXI さんも支援をされていらっしゃいますけれども、住民が環境許認可を取り消すことを求めた裁判を起こしたんですけれども、裁判で住民が地裁で勝訴をしたんですけれども、その後、原告の住民の方たちに、事業関係者の方たちから原告から下りろというような脅し、脅しというのは原告から下りなければ逆に訴えられるぞというような脅しがかかったりですとか、そういった、これはいわゆるマニピュレーションというか、操作あるいは干渉というか、そういったようなことがやはり起きたりしています、現場で。

もう一つ申し上げると、これもフィリピンのタガニート、ニッケル精錬事業ということ

で、JBICさんが融資をされている、NEXIさんも確か付保をされていると思いますけれども、この現場では直接は日本の企業が関わっている事業ではなかったにせよ、隣接する鉱山の拡張事業に際して先住民族の方々が拡張に反対をされたときに、そのリーダーの方が超法規的処刑ということで暗殺をされてしまうとか、そういったようなことが現場でやはり起きていたりするので、適切な住民参加の場を確保していく、あるいは本当に自由に気兼ねなくというか、双方向での、事業の可否であったり、賛成、反対であったり、そういったことをやはり話し合う土壌として十分な協議というところをもう少し手厚く書き込んで、要件としていただくことが必要なのではないかというふうに思っております。

具体的に私たちが双方向の協議の中で例えば、操作、干渉、威圧、差別、脅迫のないというような文言を挙げているのは、IFCのパフォーマンススタンダードでもそうなのですが、世界銀行のESS10の中でもこういった文言が今、具体的に明記されているところですので、ぜひこの国際水準に則った文言を入れていただきたいと思っております。すいません、少し長くなりましたが以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは次に産業界の皆さまからご説明を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

【日本機械輸出組合 香取】

日本機械輸出組合の香取です。それでは社会的合意について、この要件として挙げられます地域住民などのステークホルダーとの十分な協議ということは、産業界企業活動としても円滑に事業を進める上で当然守るべき必要なものであると思っております。現行のガイドラインにおいても、JBICさん、NEXIさんの考え方の資料のところに記載あるとおり、この協議が規定されておまして、これ以上の記述が果たして必要なのかというと、それはいいのではないかと、OECD環境コモンアプローチに準拠した内容で進めることが合理的ではないかと考えます。

もちろん事業者としても、暗殺なんていうことがあっていいというふうには考えてるわけではございません。事業者は当然そのプロジェクトを万全な準備をして円滑に事業を進めるようにしていきたい。いくら協議が整ったとしても、プロジェクトの途中で誰かが暗殺されてしまうというようなことがあって良いわけでもありませんし、しかし、そのプロジェクトの融資を受ける段階で、こういったことがあるかもしれないと言われてしまうと、それはどうしようもない。あらかじめあってはいけませんというのは、それは無理ではないのか。むしろ途中での、暗殺はともかくとして、いろんな良くない条件があった場合には、その苦情処理メカニズム等で対処していくのが現実的な対応ではないかというふうに考えます。以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは JBIC、NEXI から説明をお願いします。

【国際協力銀行 関根】

はい。皆さま、ありがとうございます。先ほどの論点の議論を踏まえて、やや先走ってしまいました。まず一つは現状でございますが、十分な協議というのは、ステークホルダーとの調整でございますけれども、こちらは今でも十分な協議を経てプロジェクト内容に反映されるということが必要であるというふうに規定しております。その実務としましては、IFC のパフォーマンススタンダード等について適合性の確認をしているという実務状況でございますので、産業界の皆様の方にもご協力いただいて、個別プロジェクトについては当然しっかりと確認しているという事実はございます。

他方で先ほどの議論を踏まえると、そういったところではより注意して指さし確認をしてやっていくということで少しでも改善を図っていくことが喫緊の課題ではないかというふうに理解いたしました。それを踏まえて考えますと、十分な協議について地域住民のステークホルダーとの文化的に適切かつ双方向、操作、干渉、威圧、差別、脅迫のない状況下での協議といったものを具体的に書いてはどうかという提案だと思っておりますが、こういったことを現状でもやっているということではございますけれども、なぜ書けないのかという指摘もございましたので、十分な協議ということの考え方を示すというのは良いのかなということで、その対応について考えてみるというのが一案ではないかというふうに本日の議論を踏まえて捉えております。

【司会】

ありがとうございます。それでは本件につきご意見あるいはご質問等ございますでしょうか。8 番の方、お願いいたします。

【日本機械輸出組合 香取】

日本機械輸出組合の香取です。今、関根様からご説明いただいた内容について、われわれとしても具体的な文言として検討するのはありかと思っておりますので、ぜひご提示をいただければと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございます。他にご意見、ご質問いかがでしょうか。14 番の方、お願いします。

【FoE Japan 波多江】

すいません。FoE Japan の波多江です。関根さん、どうもありがとうございます。先ほ

どからの議論を踏まえて文言の記載についてもご検討いただけるということで、大変ありがたいと思っておりますし、ぜひ本文に明記していただきたいと思っております。やはり十分な協議、非常に曖昧というか、何を指しているのかっていうところが曖昧かとは思っておりますし、具体的なそういった、何でしょうね、脅迫のないっていう形で干渉、操作、そういったことがないような状況下での双方向の協議については明記していただければ、他の ECA にも比べて非常にレベルの高いセーフガード、ガイドラインになるかと思っておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

【司会】

ありがとうございます。他のご質問、ご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。他にご意見あるいはご質問等がないようでございますので、ここまでのところで、本日の会合で予定していた項番 12 番まで終わったかと思っております。時間のほうは若干早めではございますけれども、他になければ最後に今後の予定等、JBIC、NEXI から補足あるいは説明すべきことがあればお願したいと思っております。よろしくお願いたします。

【国際協力銀行 関根】

皆さま、ありがとうございます。本日の会合によりまして残る論点が項番の 13 から 16 の四つとなっております。次回 8 回目となる会合でございますが、こちらで個別論点が消化できるのかなという見通しを持っております。

他方でございますが、本年 3 月に開催した第 2 回コンサル会合におきまして、異議申立制度についてご意見が、議論があったというふうに承知しております。それから時間の経過をしているわけでございますが、次回の 11 月のところでもしご意見があるということでしたら、併せてお伺いするということが可能ではないかと思っておりますので、時間かなり経過しておりますけれども、もし今月中にご連絡をいただければ、それに対する準備もできるのかなというふうに思っております。それも含めて時間を取れるということが理想だと思っております。もちろん内容次第でございます。つきましては 3 月に頭出しをいただいた異議申立についてのご意見というものがもしあるようでしたら、頂戴できればなと思う次第でございます。

次回会合のご案内、ご連絡でございますが、2 週間前には送付させていただくことを考えております。今月中にもしいただければ、と申し上げた異議申立についてのご意見の内容も踏まえてのスケジューリングということにさせていただければと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いたします。また次回もよろしくお願いたします。

【司会】

どうもありがとうございました。14 番の方、挙手いただいておりますので、ご発言等あればお願いたします。

【FoE Japan 波多江】

たびたび申し訳ございません。FoE Japan の波多江ですけれども。

【司会】

どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

すいません。今、関根さんのほうから今後のご予定ということで、異議申立の件に言及がございましたので、こちら NGO 側からの見通しというかお話をさせていただければと思ひまして、挙手させていただきました。今月中にというお話ですので、ガイドライン本文と同じくこちらのほうで NGO 提言という形でまとめて提出させていただこうとは思っておりますので、今月中に可能な限りお送りできればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから冒頭で紹介いただいた NG03 団体から 9 月 13 日付で提出させていただいてる実施確認調査の質問状がございますけれども、そのご回答、今、準備をさせていただいているということなんですが、そのご回答を踏まえた上でまた論点を出させていただく可能性もございますので、例えば一番気になっているのは EIA の公開の内容とか、その点について私どもからの質問に対してのご回答を踏まえた上で何か提言させていただくかもしれませんので、その点も併せてお伝えしておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【司会】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして本日の会合については閉会ということにさせていただければと思ひます。本日は大変お忙しい中ご参集いただきありがとうございました。

(了)